

高第391号
令和3年5月28日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

「まん延防止等重点措置」の継続・強化について

これまで本県では、第4波の感染拡大を食い止めるため、4月23日に独自の「『第4波』非常事態宣言」及びその対策を発出し、その後も「まん延防止等重点措置区域への指定」を受けた追加対策等を行ない、逐次、対策を強化してまいりました。

しかしながら、この間、10日間連続して新規感染者が100人を超えるなどの高水準の感染が続きました。また、5月17日には病床使用率が73.5%と、過去最悪の危機的な状況となりました。

この一週間ほどは、新規感染者数は徐々に減少傾向にあるように見えますが、決して油断できない状況です。本日の10万人あたりの新規感染者数（7日間移動合計）は24,01人、病床使用率は61.7%と、依然として高い水準にあり、また重症者増加に伴い、一般用の集中治療室をコロナ用に転用せざるを得ない病院もあります。

ここで感染防止対策を縮小し、行動変容に弛みがあれば、再び感染が拡大し、窮地に陥ることはこれまでの経験から明らかです。

こうした中、本県に適用されているまん延防止等重点措置が、6月20日まで延長されることとなりました。

これを受け、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部では、本日、別添のとおり「『まん延防止等重点措置』の継続・強化」が示されたところです。

県内の高齢福祉サービス事業所等におかれては、上記対策の趣旨に基づき、引き続き、下記によりすべての関係者に対する感染拡大防止の取組みの徹底を継続願います。

記

1 職員及び利用者からの感染持ち込みに対する水際対策の再強化

(1) すべての関係職員等に対する水際対策

- ・ 職員の家族が新型コロナ陽性者となった場合や、職員が体調不良であった場合に、施設に報告せず、出勤して感染拡大となったと思われる事例が発生しています。
- ・ すべての関係職員等（直接雇用の職員のほか、派遣職員、厨房等の委託職員、研修生、技能実習生など、施設に出入りするすべての関係職員等）について、改めて

施設に持ちこまないための水際対策の強化をお願いします。

(2) 利用者に対する水際対策

- ・ また、居宅サービスの利用者の方が、感染した状況でサービスを利用したことで、感染拡大となったと思われる事例も発生しています。
- ・ 居宅サービスの利用者の方について、利用前の体調確認の徹底とともに、発熱があった場合はサービス利用を控えていただくことの徹底、併せて利用者の方が、利用前の2週間、感染の疑いが生じる接触等が無かったか、ご家族のご協力もいただき、できる限り情報収集と対応をお願いします。

2 オンライン面会の活用など、面会に関する感染防止対策の徹底

- ・ 第4波では、家庭や職場、学校など様々な場面で感染が拡大する状況になっており、職員や通所のご利用者の方がご家族から感染する事例が多く発生しております。
- ・ 各入所・入居施設におかれましては、これまでも取り組んでいただいているところですが、引き続き面会に関する感染防止対策の徹底をお願いします。

3 入所施設従事者への予防的検査に関する協力について

県及び岐阜市では、感染拡大兆候の事前探知に向け、入所施設の従業者を対象とした予防的検査の実施を進めています。予防的検査を未実施の各入所施設においては、積極的な実施をお願いします。(令和3年5月24日付け高第1634号・障第488号「新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく高齢者・障がい者入所施設従事者への予防的検査に関する協力要請」岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知にて要請済み)

4 これまでの感染拡大防止対策の継続徹底

- (1) 「ぎふコロナガード」(感染対策担当者)による重点的な対策チェックの実施
各施設で設置している「ぎふコロナガード」(感染対策担当者)により、以下の項目に対する重点的なチェックをお願いします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 日常生活での予防策の徹底(マスク、手指衛生、三密回避の徹底継続)○ 施設の感染防止体制(職員研修の実施など)○ 持ち込まない対策(職員、利用者、委託業者等すべての関係職員への水際対策)○ 施設内の対策(利用者の体調管理、食事場所や更衣室対策等) |
|---|

(2) 職員、利用者等の感染防止対策について

- ・ 派遣職員、厨房等の委託職員、研修生、技能実習生など、施設に出入りするすべての関係職員等を対象に、感染防止対策の実施をお願いします。
- ・ 職員の方は体調不良の時は適切に休み、診療を受けることの徹底をお願いします。

(3) 施設へ感染を持ち込まない・拡大させない対策について

- ・ 職員、利用者、面会者、関係業者等の来訪者すべての方の体調チェックを継続し、水際作戦の徹底の継続をお願いします。
- ・ 施設内の標準予防策(マスクの常用、手指衛生の強化等)の再確認、強化・徹底の継続をお願いします。

- ・ 食事の場所や更衣室（ロッカー室）については、他の職員等と一定の距離を保つなど、感染リスクを徹底して避ける配慮を継続してください。
- ・ 入所施設では、入所者の体調管理を徹底し、体調不良の入所者には速やかに診療を受けていただくとともに、感染が懸念される場合にはマスクに加えフェイスシールド等の個人防護具を使用して対応するよう引き続きお願いします。
- ・ 通所系施設では、送迎車両でのマスク着用及び換気等の実施、共用部分やリハビリ機器の消毒及び手指衛生の強化、感染が懸念される場合には食事時及び入浴時のマスクに加えたフェイスシールド着用等による対策を引き続きお願いします。

<添付資料>

- ・ 『『まん延防止等重点措置』の継続・強化』（令和3年5月28日決定 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）
- ・ 『『第4波』非常事態対策』（令和3年5月28日改訂 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		